

公取協相談窓口からのお知らせ

「次回車検時の法定費用(重量税、自賠責保険等)の前払い」 にご注意ください！

相談事例

車を購入する際、点検やオイル交換等のメンテナンス費用を前払いすることにより、割安な料金でメンテナンスを受けられることができる「メンテナンスパック」等の契約を販売店から勧められるケースがありますが、最近、これを中途解約した場合の払戻しに関する相談や、次回車検時の法定費用(自動車重量税や自賠責保険等)の預かりに関する相談が目立ちます。

<相談内容>

- ①車を購入する際、点検やオイル交換等のメンテナンス費用を前払いする「メンテナンスパック」の契約をした。ところが、転居により、そのお店でメンテナンスを受けられなくなったため、前払いしたメンテナンス費用の返還を求めたが、一切返してもらえない。
- ②車を購入する際、点検やオイル交換等のメンテナンス費用を前払いする「メンテナンスパック」の契約をした。併せて、次回車検時に支払いが必要な法定費用(重量税、自賠責保険等)についても前払いを求められ、支払った。ところが、購入直後に全損事故に遭い、廃車することとなったため、「メンテナンスパック」の費用と法定費用の返還を求めたが、返してもらえない。

消費者の皆さんへのアドバイス

- ①「メンテナンスパック」の契約には、中途解約した場合のメンテナンス費用の払戻し(解約金)や、その額に関する規定があるのが一般的です。規定をよく読み、わからない部分については確認しましょう。
- ②中途解約に関する規定がない場合は、自己都合によりメンテナンスを受けられなくなっても、支払った費用の払戻しがなくとも考えられます。契約して大丈夫かどうか、慎重に考えて契約するかどうかを決めてください。
- ③中には、メンテナンス費用だけでなく、次回車検時に支払いが必要となる法定費用(重量税、自賠責保険等)までも前払いを求め、廃車等により、その販売店で車検を受けなくなっても、一切返金に応じないというような悪質なケースもみられますので、ご注意ください。